

足監査公表第3号  
平成26年3月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 西 田 智 男

記

- 1 監査の種類 定例監査
- 2 監査実施日 平成26年2月12日 教育委員会事務局  
平成26年2月25日 上下水道部
- 3 監査の方法  
あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。
- 4 監査の対象及び結果

監査の対象	監 査 結 果
教育委員会事務局	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 (生涯学習課) ・さいこうふれあいセンターの施設使用許可手続において、使用取消届の手続きを省略するなど規則に沿った手続を行っていない場合があった。 (学校教育課) ・中学校ALTコンサルティング契約など、契約内容に疑義が生じないための必要な事項が記載されていない委託契約書があった。 ・外国語指導助手の実質的に賃金に類する経費を報償費で支出していた。
上下水道部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。